

公共工事における週休2日取得を本格的に開始

就業者の高齢化や担い手不足が課題となる建設産業において、働きやすい環境の整備等による魅力向上を図るため、令和4年5月に見附市「週休2日取得モデル工事」試行実施要領を定め、これまで試行的に取り組みを進めてきたところです。

今年4月からの建設産業も含めた時間外労働の上限規制の適用などにより、一層の処遇改善の推進が求められていることから、市では実施要領の一部を改正することで、公共事業における週休2日取得に向けた取り組みを本格的に開始します。

1. 実施要領改正のポイント

- ・これまでは、受注者が希望した場合のみ対象工事としていたが、発注者（市）が対象工事を指定する発注方式へ変更する。
- ・これまでは年間数件程度の試行的な取り組みだったが、週休2日の取得が可能な全ての土木工事を対象とする。

2. 運用開始日 令和6年10月1日以降の工事公告および入札の通知を行う工事より運用開始

3. 週休2日取得モデル工事に取り組む受注者のメリット（継続）

4週8休相当以上の現場閉所を達成した場合、これまでと同様に①金額補正、②工事成績評価の加点を行います。

- ① 金額補正：労務費および経費等に、国の積算基準に準拠した補正係数を乗じ、工事価格反映
- ② 工事成績評価の加点：4週8休以上の達成状況に応じて1～2点を加点

◎ 実施要領の改正前後の比較

	改正後	改正前
モデル工事の種類	発注者指定型※1	受注者希望型※2
対象工事	入札の公告および入札の通知を行う、週休2日取得が可能な全ての土木工事(予定数：約80件) (全ての土木工事：土木、上下水道、農地、林業)	各年度において数件を発注者が選定し、対象工事を指定 (実績：R4_4件/全88件中、R5_6件/全84件中)
対象外工事	・緊急性を要する場合や社会的要請等により、週休2日の確保が妥当でないと判断される工事 ・現場施工期間が休工日を含めて7日間未満の工事	規定なし
金額の補正対象工事	4週8休相当以上の工事のみを対象	4週6休相当以上、4週7休相当以上、4週8休相当以上
成績評価の加点対象工事	4週8休相当以上	4週8休相当以上

※1 発注者指定型：発注者が工事を「週休2日取得モデル工事」に指定して発注する方式〔当初設計にて補正を行い、達成されない場合は減額の設計変更を行う〕

※2 受注者希望型：工事着手前に受注者が「週休2日取得モデル工事」に取り組む旨を発注者と協議し、4週8休相当以上の現場閉所に取り組む方式〔現場閉所を達成した場合、増額の設計変更にて補正を行う〕

◆「週休2日取得モデル工事」実施要領 見附市HP <https://www.city.mitsuke.niigata.jp/soshiki/3/1909.html>

【参考】 電子入札システムの運用開始

建設工事等の入札について、入札参加者の移動や拘束時間などの負担軽減及び利便性の向上を図るとともに、競争性・透明性を高めるため、10月から電子入札を実施します。

1. 概要

電子入札システムは、国土交通省が開発したコアシステムを基本とし、現行の紙による入札から開札までの手続きを、インターネットを利用して電子的に行えるようにしたものです。見附市では、新潟県の電子入札システムを共同利用するため、操作方法や必要な準備は新潟県のものと同様になります。

2. 電子入札対象案件

入札を行う建設工事及び建設コンサルタント等業務(建設工事に係る調査・測量・設計等の業務委託) ※物品、役務(上記以外の業務委託)の入札については従来通り紙入札で行います。

3. 運用開始時期

10月1日以降に入札公告する案件から運用開始